

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和7年7月29日

全国健康保険協会三重支部
支 部 長 内 藤 誠

1. 企画競争に付する事項

インターネット広告を活用した戦略的な広報業務委託

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（広告・宣伝）」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (9) 過去5年間において、当該案件と同規模以上の委託業務を請け負った実績を有すること。

3. 契約候補者の選定

「インターネット広告を活用した戦略的な広報業務委託についての企画競争説明書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、業務の目的にもっとも合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を契約候補者とする。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月29日（火）から令和7年8月29日（金）午前9時～午後5

時

- (2) 場所 三重県津市栄町4丁目643番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 担当：井上
TEL：059-225-3317 FAX：059-225-3366

※原則、郵送により交付する。希望者は上記まで電話にて交付依頼を行うこと。

5. 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時 令和7年8月6日(水)午前10時30分
(2) 場所 三重県津市栄町4丁目643番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 会議室

※参加希望者は令和7年8月4日(月)正午までに下記6(1)まで電話により
連絡すること。なお、参加は任意であり、審査結果に影響を与えない。

6. 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(任意様式)にて受け付ける。

- (1) 受付先 三重県津市栄町4丁目643番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 担当：秋月、山下
TEL：059-225-3317 FAX：059-225-3366
(2) 受付期限 令和7年8月13日(水)午前11時までにFAXにより受け付ける。
(3) 回答 令和7年8月20日(水)午後5時までにFAXにより回答する。

7. 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年9月5日(金)午後2時まで
(2) 提出先 上記6(1)
(3) 提出方法 直接提出(持参)または郵送とする。
ただし、郵送の場合は、上記7(1)に必着とする。

8. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9. その他

詳細は、「インターネット広告を活用した戦略的な広報業務委託についての企画競争説明書」による。

【本件担当、連絡先】

〒514-1195

三重県津市栄町4丁目643番地 津栄町三交ビル 全国健康保険協会三重支部

(仕様書の内容、企画提案の評価に関すること)

企画総務グループ 担当：秋月、山下

電 話 059 - 225 - 3317 (直通) F A X 059 - 225 - 3366

(説明書の交付、参加資格に関すること)

企画総務グループ 担当：井上

電 話 059 - 225 - 3317 (直通) F A X 059 - 225 - 3366

【参考】

全国健康保険協会会計細則 (一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

(競争に参加させないことができる者)

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。